



入札告示

札幌市告示第 635 号

道路清掃業務（I 地区）に係る調達を一般競争入札に付するので、下記のとおり告示する。

平成 28 年 2 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目1番1号
札幌市建設局土木部道路維持課事業係
電話 011-211-2632

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称
道路清掃業務（I 地区）
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成 28 年 3 月 1 日から平成 28 年 12 月 16 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

本市が提示する予定数量及びその数量に対して入札者が見積もった各単価を乗じて得られた総価により入札を行う。入札書には、入札金額のほかに入札金額内訳として各単価、各単価に予定数量を乗じて得られた額及びその合計金額を記載することとする。単価については、1 円単位までを記載しても差し支えないこととする（1 円未満の桁は記載できない）。なお、本入札における入札書記載金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約方法

入札書の入札金額内訳に記載された各単価に、各履行月に適用される消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した額をもって契約単価とする。

- (7) 本調達案件については、平成28年1月14日付札幌市告示第99号にて告示し、入札(平成28年2月22日開札)したものが中止となったため、改めて入札に付するものである。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。
- (2) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務関係)において業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務関係)において、所在地区分が「市内」として登録されているものであること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 平成24、25、26年度の過去3ヶ年のいずれかにおいて、調達役務の内容と同様の履行実績(道路法に基づく複数の道路について、年間を通じ(積雪時を除く)定期的に清掃業務を履行した実績(下請けを含む))を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。
- (8) 当該業務の履行に係る産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処分業許可及び一般廃棄物(伐採物・抜根物)収集運搬業許可を有するものであること。
- (9) 清掃機種のうち、下表の車両(ア、イ)について、1工区につき1台以上を契約日までに確保できること。さらに、故障時において即時に作業継続可能な予備の車両(スーパー車、洗浄車)を備えること。また、スーパー車、洗浄車は道路交通法による道路維持作業用自動車の指定を受けた(受ける予定の)車両で、業務着手後速やかに作業が行えること。これら道路清掃車両の確保については、別紙1の「道路清掃車両に関する誓約書」を入札前に提出すること。

	機 種	標準規格	左ガッターブラシ 最大トルク (N・m)
ア	スーパー車	ホッパー容量 2.5~3.1 m ³ 級	525.3 以上
イ	洗浄車	タンク容量 5.5~6.5 t 級	—

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記1の場所にて交付する。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記1に同じ。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

道路清掃業務（I地区） 平成28年2月29日（月）10時30分

(2) 場所

札幌市中央区北1条西2丁目1番1号 市役所本庁舎8階2号会議室

(3) 入札書の提出方法

入札書は、上記5(1)、(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）とする。（送付及び電送による提出は認めない。）

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（各単価）に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約条項等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき。

(8) 詳細は入札説明書による。